

【「大地震から助かる命を守る」ための具体策検討シート(整理後)】(事前対策)

◆は実施中の対策

事前対策	自助	共助	公助	企業市民の協力
1 地震に強い家づくり				
(1) 家屋の倒壊防止	◇耐震診断と補強工事の実施(昭和56年以前建築の家屋について) →方法は全戸実施、モデルプロジェクト+成果のPRなど	◇家屋の耐震補強の必要性に関する近隣での認識の共有 ◇取り組み促進に向けた町内会、自主防災組織としての活動	◆住宅の無料耐震診断 ◆耐震工事費助成 ◆耐震改修促進計画(目標:H27年度末90%以上→自然体で達成見込み) ◇耐震性が不十分な家屋の全数把握とその解消に向けた対策の実施→方法は要検討	「備えるかわさき」(H18年に全戸配布)「防災マップ」等の冊子やホームページを用いた市(区)民向け広報・啓発 ◇建築士の協力 ◇工務店、建設会社等の協力 ◇研究者、専門家の協力
(2) 家具の転倒防止	◇家具、電化製品の固定・転倒防止・移動防止 ◇造り付け家具の活用 ◇家具、電化製品の置き場所の見直し ◇窓、食器棚等のガラス飛散防止 →方法は全戸実施、モデルプロジェクト+成果のPRなど	◇家具等の固定・転倒防止策の必要性に関する近隣での認識の共有 ◇取り組み促進に向けた町内会、自主防災組織としての活動(区によるキャンペーンへの呼応、町内会単位での出前講座の開催など)	◆高齢者のみ世帯への家具転倒防止用具の無料配布と設置 ◇市内全戸を対象とした家具・電化製品の固定・転倒防止策の徹底→方法は要検討(区役所でのキャンペーンの実施、区民向けのセミナーや町内会単位での出前講座の開催、訪問サービス(専門的アドバイス+実費取付)の実施など)	◇建築士、大工、専門の職人の協力 ◇ホームセンター等の協力 ◇研究者、専門家の協力
(3) 火災予防	◇火災報知器の取り付け ◇消火器等の備えつけ ◇火気近くの物の片づけ →方法は全戸実施、モデルプロジェクト+成果のPRなど	◇火災予防対策、消火活動に関する近隣での認識共有 ◇消防団の体制強化、活性化	◆住宅用火災警報器設置の義務付け、PR ◇消火器の町内会への配布、屋外設置 ◇消防団の体制強化、活性化への支援、指導	
2 防災組織、防災訓練など				
(1) 防災組織、防災訓練	◇自主防災組織への参画 ◇防災訓練への積極的な参加 ◇AED、担架、荷車などの使用訓練への参加	◆全町会・自治会で自主防災組織を結成(問題点の検証を含む)・・・結成率91% ◆自主防災組織等による訓練の計画的な実施・・・119組織で延べ51回実施 ◇防災資材(荷車など)、特技(医師など)、手伝えること(子供の世話など)の情報共有 ◇AED、担架、荷車などの使用訓練の実施 ◇地震発生時の行政からの連絡方法の確保	◆自主防災組織への助成 ◆消防署による救急救命講習の実施 ◆防災訓練の計画的実施の指導 ◇市・区が主催する防災訓練の実施 ◇発災時の効果的かつ確実な災害情報の伝達方法の探究と確立	◇企業、団体等の消防組織への加入と消防訓練への参加
(2) ご近所での日頃の付き合いや事前取り決め	◇ご近所での日頃の十分な付き合いの心がけ ◇親睦会等の行事への積極的な参加 ◇帰宅困難時に依頼することの事前連絡 ◇災害用伝言ダイヤル171の習熟 ◇ご近所防災マップ作りへの参加	◇ご近所での日頃の十分な付き合い ◆町内会等での親睦会などの開催 ◇小学校、幼稚園等からの引き取りなど、帰宅困難時に関する事前取り決め ◇ご近所防災マップ作りの実施	◇事前登録したご近所の人への児童・幼児引渡しの制度化	
(3) 災害時要援護者等への対応の事前取り決めと体制整備		◇地域(町内会等)における災害時要援護者の把握と情報共有、対応の取り決め ◇登録者以外の要援護者(子ども、高齢者、障害者、病人、外国人等)の把握と情報共有、対応の取り決め	◆災害時要援護者支援制度の登録 ◇災害時重度障害者受入れ体制の整備 ◇地域での要援護者対応が機能するための、自助・共助への十分な指導・支援	◇要援護者の一時受け入れ
3 家族との事前取り決め				
	◇連絡が取れない場合の集合場所の取り決め ◇避難所の確認 ◇「いざというときカード(仮称)」に連絡先や約束事等を記入して、家族全員が常時携帯 ◇災害用伝言ダイヤル171、Web版171の習熟と活用の取り決め ◇防災家族会議の開催 ◇災害時要援護者である家族への対応の取り決め(支援の事前要請を含む)	◇家族との事前取り決めに関する近隣住民との認識共有、情報共有	◇災害用伝言ダイヤル171、Web版171の普及・PR ◇「いざというときカード(仮称)」の作成、全戸配布とその周知徹底・活用呼び掛け	

4 避難経路、避難場所の整備と把握	<ul style="list-style-type: none"> ◇避難所、避難経路を家族で事前確認 ◇ハザードマップ、防災マップを入手(外出時の対応については記述を省略) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇近隣住民と避難経路、避難場所を確認 ◇町内会・自治会ごとに、定期的に(年1回程度など)回覧板等を活用して、避難経路や避難場所を住民に周知 	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難所の指定、標識表示の整備 ◆避難所の整備、二次避難所(福祉施設)との協定 	<ul style="list-style-type: none"> ◇一時的な緊急避難場所の提供
5 避難用具、食料等の備え	<ul style="list-style-type: none"> ◇給水ポイントの把握 ◇非常持ち出し袋の準備 ◇水、食料の確保と使用期限のチェック ◇防災グッズの準備(備えローソク・ハロゲン灯などを含む) ◇人命救助用のバール、ジャッキ等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ◇人命救助用のバール、ジャッキ等の準備と情報共有 ◇共有資材(担架、荷車、手回し充電器など)の備え ◇避難用具や備蓄用食糧について、区内のスーパーや店舗の協力を得てキャンペーンやセールを実施(地域主催) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆備蓄倉庫の設置 ◆避難所の備蓄品の確保、交換 ◆災害時応急給水拠点の設置 ◆帰宅困難者に対する支援協定 ◆防災協力事業所の登録 ◇助かる命を守るための資機材(バール、ジャッキ、消火器など)準備のPR ◇避難用具や備蓄用食糧について、区内のスーパーや店舗の協力を得てキャンペーンやセールを実施(区主催または実行委員会方式) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇備蓄倉庫の提供 ◇避難用具の提供 ◇水、食料等の提供 ◇防災事業所としての登録 ◇避難用具や備蓄用食糧についてのキャンペーンやセールへの協力
6 その他	<ul style="list-style-type: none"> ◇ブロック塀の倒壊防止対策 ◇メールニュース(ASMなど)受信設定 ◇防災無線の確認(聞こえるか) ◇エレベータ閉じ込め時対策を確認 ◇耐震ベッドの有効性の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ◇エレベータ閉じ込め時対策を確認 ◇自主防災組織、避難所運営会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◆メールニュースかわさき・ASM(登録制度) ◇防災行政無線等を平時から広報・啓発のために使用(市民の認知と緊急時の確実な使用のため) ◇エレベータ閉じ込め時対策を防災訓練で実施 ◆公共施設の耐震化 ◆防災マニュアルの整備(保育園等) 	<ul style="list-style-type: none"> ※区内事業所(特に重機を持った建設会社)、商業者(食料品等の提供)、学校(避難先)、病院(負傷者の収容、治療)、農協等の協力 →防災ネットワーク協議会(仮称)を立ち上げ予定

【「大地震から助かる命を守る」ための具体策検討シート(整理後)】(緊急対応)

緊急対応	自助	共助	公助	企業市民の協力
1 地震発生時の身の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・飛来落下物のない安全な空間に身を寄せ、からだを守る姿勢をとる ・揺れがおさまったら火の始末をする ・出口を確保する ・倒木、電線に注意 ・落下物・倒壊から身を守る ・怪我をした場合は応急措置(緊急治療が必要な場合は病院に移動・搬送) 			
2 家族等の安否確認、緊急連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に取り決めた方法で家族の安否確認 ・災害用伝言ダイヤル171の活用 ・災害用伝言板web171の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・近所の要援護者などの安否を確認 ・自主防災組織の招集、活動開始 		
3 要援護者の安否確認、救護等		<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織、町内会等による要援護者の安否確認、救護活動等 		<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の救護への協力
4 安全で安心できる場所への緊急避難	<ul style="list-style-type: none"> ・落下物・倒壊から身を守る ・耐震性のある住宅なら避難しなくても良い ・避難所に移動する場合は、防寒具、着替え、雨具、食料その他携行品を持って移動 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民と協力し、避難確認(可能な限り) ・避難所への誘導 ・避難所へ行けない場合、近隣での一時的な避難場所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難経路の案内 	
5 負傷者、生き埋め者の救助	<ul style="list-style-type: none"> ・自力での脱出 ・家族の救出(バール、ジャッキの活用) ・脱出、救出ができない場合は、大声(携帯電話)で助けを求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民と協力し、救助活動を行う ・体力のある人を集める ・バール、ジャッキを持って助けに行く ・自主防災組織、町内会等による救護活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・全半壊住戸の多い地区を回り、負傷者や下敷きになった住民を救出する。 ・自衛隊要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・重機の提供等による生き埋め者の救助(建設会社)、医療や薬の提供による負傷者の手当(病院、薬局)等
6 火事発生への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火を行う(消火器、消火布、風呂の残り湯) ・状況判断により周辺の助けを求める ・ガス、電気の断絶・復旧の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団による消火活動、見守り ・近隣住民と協力し、初期消火を行う ・全半壊した住宅から、ガス漏れ、ストーブ等による出火の危険性があるため地域の見守り点検を行う(地区全員が避難所に避難してしまわない) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆出火の危険性の高い地区を警戒し、火災が同時発生した場合、延焼の危険性が高い箇所、人口密集等「重要性」の高い箇所を優先して消火活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有する設備や人員等を生かした消火活動への貢献
7 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・自己責任で行動するために必要な情報の収集に努める(主にマスコミ経由) ・携帯ラジオ(コミュニティFM等) ・ホームページ(川崎市緊急災害情報、横浜市防災情報、東京都防災HP災害情報、Yahoo!・Google災害情報) 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民との情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ◆メールニュースかわさき、防災行政無線等による広報 ・通信回線の復旧 ・住民や自主防災組織等への情報の提供 	
8 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認後は、むやみに動かない(帰宅しない、迎えに行かない) ・行政からの連絡(避難勧告等)やマスコミ情報だけに頼ることなく、各自の判断で行動する(自分の命は自分で守るが基本) 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難時の助け合い(乳幼児・障害者・ペットのお世話など。小学校・幼稚園などからの引き取り) ・コンビニエンスストア、地域のスーパーなどを食料や情報交換の場として活用 		